批評·紹介

第Ⅱ編

後期府兵制の展開と府兵兵士

『府兵制の研究』 氣賀澤保規著

白 須 淨 眞

「府兵兵士とその社會」と副題を添えられた本書を一讀し、斬新 「府兵兵士とその社會」と副題を添えられた本書を一讀し、斬新 にのは、著積された從前の研究に必ずしも束縛されない新手法を にも似て、著積された從前の研究に必ずしも束縛されない新手法を にも似て、著積された從前の研究に必ずしも束縛されない新手法を にも似て、著積された從前の研究に必ずしも東縛されない新手法を にも似て、著積された從前の研究に必ずしも東縛されない新手法を にも似て、著積された從前の研究に必ずしも東縛された外間の表別を強力という。

(六世紀中葉~八世紀前半)を、さて著者は、西魏・北周・隋・唐で實施され崩壊に至った府兵制

序論

第二章 丁兵制の性格とその展開―西魏大統十三年文書の負擔第一章 前期府兵制研究序説―その成果と論點をめぐって―

體系の再檢討―

第一篇 「別野・川干品・社」こうなが、記古いの第一編 前期府兵制の成立とその構造

第四章 東魏―北齊政權下の郷兵集團第三章 北朝隋の「軍人」について

□編 府兵制史再論―府兵と軍府の位置づけをめぐって第九章 唐の吐魯番(西州)支配と府兵制第八章 唐代西州における府兵制の展開と府兵兵士第八章 唐代府兵制における府兵兵士の位置第六章 驍果制考―隋煬帝期兵制の―側面―第五章 隋煬帝期の府兵制をめぐる一考察

第Ⅱ編 府兵制史再論―府兵と軍府の位置づけをめぐって第Ⅲ編 府兵制史再論―府兵と雇用の位置づけを行う(第Ⅲ編)というのが、そ期府兵制においてどのように變わるのかを追求して(第Ⅱ編)、府期府兵制においてどのように變わるのかを追求して(第Ⅱ編)、府期府兵制の本質と展開を明確化し(第Ⅰ編)、それが後場」から前期府兵制の本質と展開を明確化し(第Ⅰ編)、それが後期所兵制においてどのように関する。

表されている今、類似の累加も避けうることになろう。 著者が、こうした手法で府兵制に迫るのは、從來の研究に對する あったというのが、それである(序論)。だからこそ著者は、「兵民の企置づけや存在様態への問もあまく府兵制の本質に迫り切れなからことによって、「以前にない府兵制研究の集約」をはたすのだという。したがって、この兵民分離・一致、府兵兵士の立場」を問うことによって、「以前にない府兵制研究の集約」をはたすのだという。したがって、この兵民分離・一致、府兵兵士の制度的社會的意識して本書を設み通していくことは、新見解を提示した著者がら意識して本書を設み通していくことは、新見解を提示した著者がら意識して本書を設み通していくことは、新見解を提示した著者がら意識して本書を設み通していくことは、新見解を提示した著者の意図にかなうことになるう。

致という直裁な問を越えて「府兵制という制度の枠内におさまらな 態を想定する」(同)ことだという。したがって兵と農の分離・一 の二本立てとなり、兵籍に所屬する兵士が軍事の主力を構成する狀 りに兵民分離といえば、雙方戸籍を異にし、兵籍(軍籍)と民籍と 般農民(およびその一家)とが、戸籍あるいは日常の生活の場でど い、時代そのものの根幹」(七頁)に係わるのだという。 のような關係にたつか」(六頁)という兵と民の問題であり、「か 「兵民分離・一致の論」とは、「兵士および兵士を出した家と一

を止揚した「兵民分離」論となっているのである。 頁)との閒には「畫然たる一線」(同)が引かれていたのか? そ か? さらには「府兵となったものとならなかった一般民(四二四 體のなかで押さえると兵民分離の 原則に 立脚し」(同)ていたの 出せば兵農一致の生活形態」(四二五頁)とはなっても、「社會全 してはならない。「府兵兵士はその個々人(およびその家)を取り 究ではこの形態は當面考慮の外』(七頁)に置くという限定を看過 の一家(兵籍戸)における「兵農」一致の姿を示すわけだが、本研 は現除されるという形をとったとみられる。とすれば、これは兵士 籍)といっても、通常それに屬した兵士一家は、專門兵(府兵)と のである。つまり著者の「兵民分離・一致の論」は、「兵農一致」 れらが「府兵制の本質」(四二五頁)に係わる重要な問題だという なった壯丁を除けばふつうの農民と同じく農耕で生計をたて、課役 ただこの著者の意圖を誤解なくとらえるためには、『兵籍 軍

> 第一次高句麗遠征の失敗によって兵民分離に回歸したとみる。 なく、煬帝に至って「徴兵的兵民一致の體制」が追求はされたが、 る存在として優遇されていたことも浮かび上ってくるという。 ながら」(三一一頁)も「兩者のあいだには越えることの許されな 漢末に始まる兵民分離の基調に沿う」(一三頁)ものだという。し 解されてきたような「兵民(農)一致」の典型ではなく、逆に「後 かも唐の場合、「兵と民が同じ戸籍に組み込まれているようにみえ って軍籍・民籍が一體化されたけれども兵民分離の原則には變更は い見えざる一線」(一三頁)によって、一般民よりも兵士が名譽あ した兵民分離と確定でき、後期を代表する唐の府兵制も、從來の理 として一般民の民籍(縣籍)から別立てされた」(三一〇頁)一貫 なお過渡期の隋については、開皇十年(五九〇)の兵制改革によ

前期府兵制を兵民分離と主張する著者は、府兵は民籍とは別の兵 前期府兵制における兵民分離と府兵の立場 點からとらえる有效性を主張するのである。

したがって著者は、前期・後期を通し、府兵制は、兵民分離の觀

籍に位置附けられた兵戸であり、

かけられた課役を現れたが、みずからの生活は與えられた田地 通常の軍務につき戦争に出陣した。兵士とその一家は一般民に 家族をともない城中に集住したり (軍坊)、田野に散居したり を耕作して支えなければならなかった(四三三頁)。 (郷團)、あるいは前線近くに築かれた鎭城に移住したりして、

切免ずる。農閑期には戰陣の訓練をし……」(『資治通鑑』一六三・ と認識する。この田地耕作の根據が、「その身にかかる租庸調を一

175

さてこうした視點に立つと、前期府兵制は「府兵が兵戸(軍戶)

梁大寶元年、五五〇年)や「その身の租庸調を発ずる。郡守は農隙

る境遇に身を落とし、郷里の名も失ってしまった。(資ー、きちんとした家も、落ち着くべき土地もなく、各地を轉々とすれ、各地の戰爭に驅り出され、居處定まらなかった。あげくは兵士たち〔ただし原文は兵士軍人〕は臨時に軍坊や軍府に置かところでこの著者の理解を、あえて極端に受けとめると、

というかのローマの護民官グラックスにも似た隋の文帝の開皇十年

『隋書』卷二・高祖本紀下・開皇十年。著者譯、二〇頁

は、西魏の府兵制創建當初からの定まった現實だったのだろうか。とは耐えうるはずはなかったであろうから。『資治通鑑』や『鄴侯とは耐えうるはずはなかったであろうから。『資治通鑑』や『鄴侯とは耐えうるはずはなかったであろうとの府兵の生活形態は、『北京は、一年登記を持った個所でもあった。この前期府兵制の理解試し……」に疑念を持った個所でもあった。この前期府兵制の理解試し……」に疑念を持った個所でもあった。この前期府兵制の理解はまったくなく、陳寅恪氏などがその一節「郡守は農障に関兵を教はまったくなく、陳寅恪氏などがその一節「郡守は農障に関兵を教はまった人な、陳寅恪氏などがその一節「郡守は農障に関兵を教はまった、とより豫見できたこと、そう映ってくる。戦亂多發の時に、西魏の府兵制創建當初からの定まった現實だったのだろうか。

府兵制創立時の西魏府兵の身分は高く、民籍には編入されないでう。

た。しかし、軍籍にあり、その數も多くはなく、農業生産には從事していなかっ軍籍にあり、その數も多くはなく、農業生産には從事していなかっ

四・食貨志、著者譯、三〇頁)人)が兵の半ばを占めることになった。(資〓、『隋書』卷二人)が兵の半ばを占めることになった。(資〓、『隋書』卷二四・食貨志、著者譯、三〇頁)、軍士を侍官と改め、百姓建德三年(二年を改める。五七四)、軍士を侍官と改め、百姓

性をとり、開皇十年の隋の文帝による性をとり、開皇十年の隋の文帝による農隙における関兵の教試である。こうして初期の兵農分離の「土著軍府」の侍官(府兵)に課せられたのが、先に擧げた郡守による農隙における関兵の教試である。こうして初期の兵農分離の京生産を放棄させないために「土著軍府」を設置して收容した。こ業生産を放棄させないために「土著軍府」を設置して收容した。これられば、以後、大量の漢人均田農民をとある北周武帝の府兵基盤の擴大は、以後、大量の漢人均田農民をとある北周武帝の府兵基盤の擴大は、以後、大量の漢人均田農民をとある北周武帝の府兵基盤の擴大は、以後、大量の漢人均田農民をとある北周武帝の府兵基盤の擴大は、以後、大量の漢人均田農民をとある北周武帝の府兵基盤の擴大は、以後、大量の漢人均田農民をとある北周武帝の府兵基盤の横大は、以後、大量の漢人均田農民をとある。

■は、資ーに連續するが、便宜上分離) 『隋書』高祖本紀下・開皇十年。著者譯、二○頁。なおこの資『隋書』高祖本紀下・開皇十年。著者譯、二○頁。なおこの資じくす。軍府の統領は宜しく舊式に依るべし。(資■、前揭

創建當初の西魏の府兵を生産活動から切り離さ れた 存在 とみたことの王氏の見解は、著者が否定することは自明であるが、府兵制は説明の必要はなかろう。 という兵制改革を經て、「兵農合一制」へと移行していくことにな

六一七~九頁)の見解が、氣にかかる。槪論でもあり著者が取りあ

この點に係わって王仲犖氏の『魏晉南北朝史』下(一九八〇年、

體的呼稱と見なすのであれば、「侍官」化にともなって想定した段

除した。もし北周の「侍官」も同様に廣範な一府兵にまで及んだ總

確かに唐は、廣範な一府兵までを「衛士」と呼び本人の課役を発

のであろうか。 し兵民異籍の兵農合一をみたことなどは、まったく顧慮に値しないと、また建徳三年以降の大量の漢人均田農民を「土著軍府」に配置

け取ってよいのであろうか。 上であったとすれば(一三五頁)、兩者の處遇の相違はどこに求め **瞪を見通しつつ鋭い切り口で展開される第二章「丁兵制の性格とそ** 役こそ隋唐の正役の直接的淵源なのだと解き明かした。研究蓄積全 係わって、その際、募に應じず農民に留まったものに課せられた力 らには兵の半ばを占めた夏人(漢人)兵士も軍籍に入れて「侍官」 國内の一元支配を完成し北齊征服に本格的に乗り出した北周の武帝 になった」という兵の增大狀況を認め、その增大した兵も募に應じ られるのであろうか。また「こののち夏人が兵の半ばを占めること 上、「募に應じた百姓」の「侍官」化にあってはさらなる地位の向 るが、この北周における「侍官」化問題に係わって 数示を請いた の展開」は、本書にあっても特に際立ち、数えられることが多い。 とし、直属の中央軍(親循軍)を構成したと理解した。またこれに は、すでに軍籍にあった軍士(府兵)ともども增募した百姓も、さ た百姓と同一とされるのであるから(一三五、四三三頁)、これら い。著者の言うように、「軍士」の「侍官」化が彼らの地位の向 「軍士」・「募に應じた百姓―兵」の處遇も「侍官」として一律と受 さてこうした大きな成果のなかにあってはささやかなことにはな ところで著者はここに觸れた建徳三年の記事(資Ⅱ)について、

くいものとはならないであろうか。北周の「侍官」化は、柱國に所

階的地位向上との整合性が消え、從來からの兵戸との差違も解りに

のもこの「兵」は、ることになった」とある「兵」の理解に苦しむからである。というることになった」とある「兵」の理解に苦しむからである。というのもこの「兵」は、「夏人が兵の半ばを占め

のであろうか? 土軍人」を著者譯のように「兵士たち」(資1)と一括できる 開皇十年の文帝の詔の冒頭に見える軍坊や軍府に置かれた「兵

と列擧した「兵士」に係わる疑問と連動するのである。

この假定は、兵士(兵)は、兵籍にあって「侍官」と呼ばれたとみ る著者の見解とは逆となる。

る。とすれば文帝が民籍へ移したのは、その詔に言うとおり軍籍に(を) とすれば文帝が民籍へ移したのは、その詔に言うとおり軍籍に 隣の「軍人」について)からみても大きな支障はないように思え 級軍官の「團」の統率例を參酌すれば不可能なことでない。假定の 民籍にある軍人が統領することは、唐府兵制の校尉以下の折衝府下 當然のこととなる。ただし今觸れた「團」による兵士の統括という 民籍に入れることはありえず、詔に「兵士」という記載がないのは あったこの「軍人」だけだったのである。民籍にあった「兵士」を できないであろうか。著者の擧げる「軍人」の用例(第三章 者、つまりそれ故に兵籍に位置づけられた純然たる職業軍人と想定 上の假定ではあるが、ここにこうして整合する。 は、府兵一般兵士を統領する軍府配屬の軍官・高度な戰闘技能習得 「軍人」としての任務は、舊來どおりであった。民籍にある兵士を さて「兵士」及び「兵」をこのように假定すると、「軍人」と

は

地位の向上、「募に應じた百姓」のさらなる地位の向上もこの假定 みたいのである。著者が「侍官」化に當たって想定した「軍士」の **圏と見なし、彼らは兵戸として兵士以上の處遇を受けたと推察して** とは異なって府兵兵士の總體を指すのではなく府兵兵士の統率者集 あろうか。したがって営初の「侍官」は、唐の「衞士」のイメージ に觸發されて「兵」となった夏人の兵は、「侍官」とはされず府兵 百姓」に留まって彼らだけが兵籍に再編され、「募に應じた百姓」 の上では整合する。もし北周が、この大量の夏人「兵」、すなわち の一般兵士として民籍のままであった、そう理解するのはいかがで したがって北周武帝による「侍官」化は、「軍士」・「募に應じた

> 府兵一般兵士も含めて膨大な軍事關係者の「侍官」化(民とは別籍 決され、文帝のこれほどの嘆きには至らなかったかも知れない。 できたのであれば、自らの耕地を耕しつつ轉戰する制度內矛盾は解 で俸給支給なども伴うほど完成度の高い兵民分離)に當初より成功

にかかる。 ないための「土著軍府」の設置は、「兵民異籍」を除けばやはり氣 ように思える。とすれば王氏の言う、均田戸の農業生産を放棄させ 士にほんとうに田土を分給できたのであろうか。様々な難問が殘る ない。均田制とは別に、軍府などが「夏人の半ば」という膨大な兵 は、軍府が管理するような屯田からの分給のようにも受けとめられ のであるから、縣の關與は當然考えられない。しかしこの文意から 配分されたのであろうか。府兵は兵籍にあって縣籍にないとされる 田法規に照らしたと理解される現課役相當の田地はどのようにして れた田地を耕作して支えなければならなかった」とするならば、均 が「一般民にかけられた課役を現れたが、みずからの生活は與えら からは浮かび上がらなかったからである。著者が言うように、兵士 限られた資料、それも字句の解釋だけから危險な假定を試みたの 均田制とリンクしたであろう府兵制のイメージが、著者の理解

後期府兵制における兵民分離と府兵の地位について

書、教師用指導書、大學入試問題の記述のあり方にも影響は及ぶで らえなおしていく。その妥當性が高いとなれば、高校世界史の教科 あろう。 の府兵制を、前期府兵制との整合性も視野に入れつつ兵民分離とと **著者は、從來「兵民(農)一致」として疑いも持たれなかった唐**

うして望ましい形であるのか」(二七二頁)といった逆説的な問い 件が用意されたといえるだろうか」 (二七四頁)、「兵民一致がど 閒に想定されていた負擔の等價・偏重論を、 均 等 同 一 の 觀念的所 軟な視點を當てて次々と新見解を提示し、從來、府兵と均田農民の 番上兵士の負擔問題や府兵の糧食問題(「番還」の解釋)などに柔 地」も、著者は十二分に力を發揮した。袋小路に入った感のあった また行論の過程に散見する「成年男子に等しく府兵になる機會と條 産・崩壞過程からの府兵制の認識とかたづけて分離論へと導いた。 さてこの課題に迫る第七章「唐代府兵制度における府兵兵士の位

かけには、ハッとさせられるものがある。

役したとしても少なくとも租調は負擔しつつ、年閒二〇〇日、一〇 でなく「六品已下の子孫」たる品子からも簡點されたことを重視し 下の子とはいっても、翊衞や黝官の上護軍から騎都尉(視正三品~ さらに貞觀十二年の記錄(『唐會要』卷九三)にして納資となってい 年も努めなければならず、その數も絞られて一萬人であったこと、 の功によって文武官への道が開かれていた。ただし重要なのは、就 能な三品以上の文武職事に奉仕する「親事・帳内」に就役でき、そ た(二九八頁)。確かに品子は、一般の均田農民(白丁)には不可 と見なした。そしてこうした分離論の背景的説明の一つとして、榮 で何らかの特典あるいは待遇を有した可能性が高い」(四八一頁) の許されないみえざる一線」があり、「日常的にも地域社會のなか 近かったという現實も重視しなければならない。また品子は六品已 たことであろう。つまり「親事・帳内」からの官途の規定は空文に えある禁衛の兵士(衛士=府兵)は、「白丁の職役のない者」だけ ところで著者は、府兵(衞士)は、農民との閒には「越えること

> ることになる百姓勳官の子の大半が均田農民と接する郷里社會村に り限られた職事官の子とみるべきであり、後に增大化の一途をたど 件の待遇から排除し、白丁が衛士となる庶人の場へ環流しようとす うした事質は、品子を本來の身分相應の待遇、つまり法制上の好條 視從五品上)の子も含まれ、その數の多さも忘れてはならない。こ いたこと(唐初は膨大でなかったにせよ)も忘れてはならない。 高さへと無條件に結びつくとは容易には言いえないであろう。また れば、品子も取れという規定が確かにあったにせよ、衛士の地位の る意圖的な運用實態を示している、そう理解すべきであろう。とす 「品子が一般農民と違う生活の場を持っていた」というのは、やは 次に、唐の西州の鄕帳、著者の言う資料ABCD(三四三~四·

ただければ幸いである。 主張する著者のいわばその前提となる作業、そのように理解してい らも、衞士と均田農民のあり方を確認しておこう。兩者閒の一線を 三四六~七頁。西州の四折衝府の府兵總數推定資料として使用)か まず貞觀十八(六四四)年と推定されるA「唐西州某鄕戶ロ帳

(新 鉄)

(草)」を再揭してみよう。

2 1 戶一十 百 五.

舊

3 |合|當鄉新舊口二千六十四 一千九百八十二舊

4

(六百五十六) 雜任、衙士及職資、 七百廿三

侍丁口

6 5

— 179

7 8

□百五十二老寡、丁毐、黄、 百一十六人

小女

12 11 10

] 十九人

奴丁新

14 13

□白丁並依實、後若

(『吐魯番出土文書』四册二一七~八頁、一九八三年)

後

點を確認してまず類似するA・Bの記載をみると、 譯を把握するために作成されたものであるから、この點に係わって 似するが、他の鄕帳C・Dとは多少記載形式に統一性を缺く。ただ の使用であれば形式の多少の不統一は當面支障とはならない。この しこれらはともに、郷の戸口數と課口・不課口、見輸・見不輸の内 口帳」(『吐魯番出土文書』四册二一四~五頁、引用は省略)と類 このAは、B「唐貞觀十八年(公元六四四年)西州高昌縣武城戸

が良人女性の不課口 士・老・小・三疾等」(B)と記載されているのが課口見不輸 た良人男性、「老寡・丁妻・黄小女」(A10行)と記載されるの 「雜任・衞士及職資・侍丁[__] (A6行)ないしは「雜任・衞 (雜任・衞士・職資・侍丁)と不課口(老・小・三疾)を合わせ

(2)これに對して「白丁[__」(A7行)、「白丁見輸」(B)と記載

されているのが課口見輸の良人男性

③これに如えて「奴」(A12行・B)と記載されるのは賤人の男性!

と分類されていることに氣づくで あろ う (資Bの引用は省略)。さ 「婢」(A13行・B)と記載されるのは賤人の女性でともに不課

それは雑任・職資・侍丁と並列される存在と確認される。 見不輸と不課口を合わせたなかの「課口見不輸」に位置づけられ てそこで問題とする衞士に焦點を當ててみると、衞士は良人の課口

先述した衛士・侍丁、雑任の並列と異なっているわけではない。 佐史、里正、白直、□水と具體的に擧げたものである。したがって侍丁、白直、□水」が列擧されるのは、衛士、侍丁とともに雜任を 殘疾とともに一括された不課〔口〕のなかに「佐史、里正、衞士、 かった。なおC「唐永徽二年(公元六五一年)後某鄕戶口帳(草)」 定員が定められていたが、流外官でないものは、告身は發給されな せた總稱であり、職掌人、胥吏、吏とも呼ばれた。流內官と同様に 官と、その下にあって官府のさまざまな公務を擔當した人々を合わ (『吐魯番出土文書』 六册一一三~四頁、一九八五年)において、 「雜任」とは、官府にあって流内官の下級職として勤務した流外

が、どのような官職を指すのかを問えば解決するであろう。この點 集計する郷帳にこの職資の記載があること自體が不可解ではある してもとより不課であったことは言うまでもない。課口、不課口を そうしたニュアンスであろう。職事をもつ官人がすでに官人身分と あるが、郷帳記載に即した直接的意味は、實際に官職にあるもの、 立場にあって公課を除かれたもの」(一一二~三頁)とする定義が 「職資」は、著者に「動官を有するもの、ないしそれに相當する Ł

尉・旅帥・隊副已上、つまり折衝府下級軍府官とも並置しているこ

衛士を侍丁と並置するだけで

なく、彼らを統率する除□、校

は留保して後に觸れる。

力役である。 「侍丁」とは、色役(庶民が負擔した雜任擔當外のさまざまな公 の一つで、八〇歳以上の老人と篤疾に奉侍する庶民が負擔した

民の地位を上回る法制的な一線は、これら鄕帳からは見出せない。 もに生活する場(郷里)における課役の實態からは、衛士が均田農 含められて官(士)とは扱われず、本來は課役を負擔すべき民 る。時として官人とみなされる存在でもあった流外官でさえ雑任に しているか否かだけが相違となる。したがって衛士と均田農民がと としてはまったく同一の範疇にあって差違はなく、今、課役を負擔 れたことは動かない。とすれば衞士と均田農民(白丁)は良人の民 とともに課口でありながら課役觅除とされる見不輸で一括されてい (庶)と扱われているのであるから、衞士が官ではなく民と見なさ さてここで再度確認すると、衛士は、雑任・侍丁・留保した職資 ただしそのように断定するためには、先に留保した職質の檢討を

殘している。この點に係わってD「唐西州某鄕戶ロ帳」が、

14 13 12 11 □當鄕白丁、衞士、三百冊五人 □ 人 校尉、旅帥、除副已上□ 田 七 人 衛士、除□ (『吐魯番出土文書』四册八頁) 丁

> とは見過ごせない。この點は「唐永徽元年(六五〇年)後某鄕鄕ロ(5) (草)」二と題された別の鄕帳に、

帳

9	8	7	6	5	4	3	2	1	
口三旅帥	口一校尉	口一十一前庭口	口二十二見口	回册 九 職 斉		口二 廢 疾 男	口七十七老男口四、年八十已上。	五	(前 包)

12 11 10 後 缺 口 \Box 口 四 隊 (『吐魯番出土文書』六册、二二五~六頁) 正 副

の十一人として)。 明記するからである(四十九人の職資のうち二十二人の見□のなか 隊正・隊||副|十一人を老男・三疾(侍丁らと同じく「課ロ見不輸」) とあるのを寥酌するといっそう明確となる。前庭□の校尉・旅帥・とあるのを寥酌するといっそう明確となる。前庭□の校尉・旅帥・ と同様に並置するだけでなく、これら折衝府下級軍官を「職資」と

のような官品を持つ折衝府下級軍官が、實際に官職にある者の意味 九品下に比定されることになるであろうか(二一六頁等より)。こ あるから(三四八頁)、校尉は從七品下、旅帥は從八品上、隊正は正 さて著者は、西州に設置されたこの前庭府を上折衝府と見たので ろう。 上中下の等級など檢討課題も絡んでやや複雑ではあるが、ともかく 公式には認知されていなかったことを想起すべきであろう。ただし に理解した職資として扱われるのは當然ではあるが、問題なのは、 らに統率された衛士と均田農民の一線は、いっそう確認しにくくな では均田農民(白丁)と同一の範疇とみなされるのであるから、彼 たことである。とすればこの折衝府武官のレベルにあっても、郷帳 府の武官も、官ではなく本來は課役を負擔すべき民と見なされてい 今ここで確認すべきことは、職資の具體例として擧げられた上折衝 この問題は、折衝府下級軍官の流內武官・流外武官併存、折衝府の 事官とは同一視されず職掌の扱いであったこと、つまり流内官とは 公式な分類では「衞官」に含められる折衝府下級軍官が、一般の職 尉・旅帥・隊正までが官ではなく民と扱われている。これは唐官の して扱われていることなのである。雑任の場合にも流外官を民の扱 **衞士・雜任・侍丁などと併置されている、つまり職資が民** いとしたが、ここでは九品以上に比定され るで あろ う前庭府の校 (庶) ح

は、やや配慮を缺いたように思える。唐という國家の身分制や課役られる差科の記載簿でありながら、折衝府軍官を記載したのと同様られる差科の記載簿でありながら、折衝府軍官を記載したのと同様にはまったく入らない、つまり本來は課役を負擔すべき存在としであろう。つまり衞士だけでなく彼らを率いる折衝府下級軍官でさえ、郷帳にあっても差科簿にあっても均田農民と同様に民以外の範を確認しようとする際、著者には當然であったとしても、折衝府下級軍官でさればまったく入らない、つまり本來は課役を負擔すべき存在としであろう。つまり衞士だけでなく彼らを率いる折衝府下級軍官でされ、資料の記載簿でありながら、折衝府軍官を記載したのと同様という國家の身分制や課役と、の現實は、差科簿が、流內九品以上の官人を除外した民に課せるの現質は、差科簿が、流內九品以上の官人を除外した民に課せるの現質は、差科簿が、流內九品以上の官人を除外した民に課せるの現質は、差科簿が、流內九品以上の官人を除外した民に課せるの現實は、

は、徒勞だけには終わらない。 負擔の原則から折衝府下級軍官・衞士の地位を確認しておくこと

言うまでもないが、「治者と被治者」(官と民、士と庶)が從九品下以上の流內官以上と以下で一線を區切るかのようにすべてにわたって分離され、この原則が社會のあらゆる場で常に貫かれたわけたって分離され、この原則が社會のあらゆる場で常に貫かれたわけでは決してない。雑任や折衝府下級軍官にみたように、官と民(士と庶)の間は、郷帳という法制的裏附けが推定される文書上にあっと所)の間は、郷帳という法制的裏附けが推定される文書上にあってすら、極めて幅廣くとらえて運用されていた。衛士が「士」と呼)が從九島下以上の流內官以上と、一部では、「古者と被治者」(官と民、士と庶)が從九島下以上の流內官以上の流入。

想像以上に單純でなかったように思える。こうした民の場に働くべ テム下(さまざまな公務負擔に對し、一律な公平な課役負擔などか 世界と異なって付與(俸給・官人永業田など)ではなく、現除シス 會ではどのように受けとめられたか、それが問題なのである。官の する統治者の意圖性はおくとして、負擔の質を強く質感する郷里社 二日が輕い、三〇七頁)も、衛士を國軍の兵士として優遇しようと した大きな成果(一般民丁の公課負擔の換算九〇日よりも衛士の七 加えて官と民の境界の幅の廣さも重複する現實のなかにあって、 クトルは、衞士と農民の二つだけを取り出して對峙しうるものでは ら相殺してあがなわさせる発除のシステム)に置かれた民の限は、 士と農民の一線を求めることは、やはり課題は大きい。著者が想定 の范羔墓誌に見える「前城主」と沙州の「壽昌城主」を比較檢討し したがってこうした鄕里社會の複合認識を求めるには、 なく、郷里社會において複合化した認識に根ざしたものであろう。 さて、課口としての原則が強く質かれる民の世界にありながら、 かつて西州

例をなすようで興味深い。行き詰まってしまった感が強い著者のこにおける「武士的階級を持つ封建社會の不成立」(二六八頁)と逆

の問に、日本史の成果なども援用し幅廣く再考していくのも一案で

異解と召きにくないのは、平皆は、皆皆の言うたた際に取った手法は、今も無效ではないと考える。(3)

けるその一線の見え方、その模索の方法を求めているのである。一線を否定しようとしているのではなく、民の場(鄕里社會)にお誤解を招きたくないのは、評者は、著者の言う衞土と均田農民の

兵民分離と兵農分離について

おさらである。高校にあって、日本史・世界史擔當を兼ねる数師が離」ではなく「兵農分離」としての使用例も少なくないとなればな 少なくないうえに、從來、唐の府兵は均田農民が兵隊となる兵農一 の場の分離などもこの「兵農分離」と連動していたのである。 の諸政策は、兵・町人・百姓など職業にもとづく身分、活動、 つ支配身分層を形成することに特色がある。検地・刀狩り・人拂令 がって兵と農の單純な分離だけを言うのではなく、兵が民の上に立 支配する、そのような社會體制の形成過程を指して使用する。した 向する武士が、百姓・町人などよりも高い身分に位置附いて彼らを から近世への移行期に、直接生産(農)から遊離して兵の專業を指 致、そう教えていたのが誤りとなればいささかややこしい。 類似がやはり氣にかかる。學說整理で言及されたように「兵民分 ではあるが、東洋史という場を離れると日本史の「兵農分離」との これは著者がしばしば川勝義雄氏の説を取り上げて言及した中國 改めて言うまでもないが、日本史における「兵農分離」は、中世 すでに述べたように著者にあってはよく整理された「兵民分離」 居住

> ځ °

あろう。

ところでこの兵農分離は、今述べた日本史用語との類似だけに終わらない。中國史、それも府兵制崩壊後に限定したとしても、兵農力強は、兵農一致と説明される節度使の軍團、傭兵に代わる兵農一致と説明される第の衛所制(ただし兵戸と民禁軍、傭兵に代わる兵農一致と説明される第の衛所制(ただし兵戸と民襲の軍戸による兵農一致と説明される第の衛所制(ただし兵戸と民襲の軍戸による兵農一致と説明される第の総衛などを列撃できよう。粗雑な概観でもありことの詳細はおくとしても、中國史において兵農の分離・一致の用語が、世界史にとしても、中國史において兵農の分離・一致の用語が、世界史ととしても、中國史において兵農の分離・一致の用語が、世界史教育の現質の場に繰り返して使われていることは理解できうるである。

大量の勞働者層や商人層の成立をみない前近代社會にあって一時大量の勞働者層や商人層の成立をみない前近代社會にあって一時となることは基本的には現れようがなかった、この點は一應認めてよかろう。また兵士が屯田などによって、農業生産に關與したことよかろう。また兵士が屯田などによって、農業生産に關與したことよかろう。また兵士が屯田などによって、農業生産に關與したことよかろう。また兵士が屯田などによって、農業生産に關與したことよから、また兵士が屯田などによって、農業生産に關與したことに、世界史的に見れば特異なことであり、それを意識した日本史の「兵農分離」の概念は敷衍化はできえり、それを意識した日本史の「兵農分離」の概念は敷衍化はできえり、それを意識した日本史の「兵農分離」の概念は敷衍化はできえり、それを意識した日本史の「兵農分離」の概念は敷衍化はできえり、それを意識した日本史の「兵農分離」の概念は敷衍化はできえかい。

返される歴史狀況は、時代を超えて普遍的に存在していたと認識ししたがって前近代社會の多くにあって、兵農の一致と分離が繰り

てよく、著者の言う「兵農一致」を止揚した「兵民分離」は、その上ではなかろうか。したがって教科書全體の記述バランスも加味力離となるのか、それを時代狀況のなかで探る手法が解りやすかったのではなかろうか。したがって教科書全體の記述バランスも加味たのではなかろうか。したがって教科書全體の記述バランスも加味たのではなかろうか。したがって教科書全體の記述バランスも加味すれば、現時點では、唐府兵制に係わる記述の變更までは必要はなすれば、現時點では、唐府兵制に係わる記述の變更までは必要はなかろう。

さて以上のように整理すると、この分野の開拓者である濱口重國さて以上のように整理すると、この分野の開拓者である濱口重國さて以上のように整理すると、この分野の開拓者である濱口重國さて以上のように整理すると、この分野の開拓者である濱口重國さて以上のように整理すると、この分野の開拓者である濱口重國さて以上のように整理すると、この分野の開拓者である濱口重國さて以上のように整理すると、この分野の開拓者である濱口重國

わり

お

認識に、わが國の律令軍制への影響も相乗してのことであろう。た均田制・租庸調制とともに巨大帝國・唐を導出し支えたとする強い府兵兵制が恆常的に研究者の關心を失わないのは、北朝に始まる

て敬意を深くした。

ないのであるう西州の府兵制の問題については時も紙数を記さな深くした。のののでは、日中の形力な研究蓄積を止揚する著者の研究に深く接し、改めが、日中の形力な研究をはいまたし言及できなかった。遺憾とする。府兵制を出ってがらに使い果たし言及できなかった。遺憾とする。府兵制を記載を深くした。

であろう。

註

- (2) 著者は一家も含められるのであるから、兵戸は、隋の驍果集』五(同年)に江川式部氏の書評が掲載されている。 史學』一〇九(同年)に石田勇作氏の、『明大アジア史論(1) 『唐代史研究』三(二〇〇年)に山口正晃氏の、『殿臺
- ろうか。 たとえば不課戶、あるいは課戶不見輸のような趣旨なのであの家のように「府兵の場合の上をいく 特典」(二四八頁)、(2) 著者は一家も含められるのであるから、兵戸は、隋の驍果
- (1) □九七一年)八八、三六○頁。(3) 『中央研究院歷史語言研究所特刊之三・陳寅恪先生論集』

- (4) 「西涼建初一二(四一六)年正月敦煌郡敦煌縣西宕郷高昌(4)「西涼建初一二(四一六)、三六頁。 また著者が言及さ古代籍帳研究』(一九七九年)、三六頁。 また著者が言及さ古代籍帳研究』(一九七九年)、三六頁。 また著者が言及さいた一般農民が「無いのである。
- (5) 著者が舉げられた諸例のうち、「於是奏令諸州 百姓及軍人、勸課當社、共立義倉。」(『隋書』卷二四食貨志)とあるのは、軍人を生産から遊離した職業軍人と見るこの見解に抵觸するようである。しかし統率者である軍人が、管下の團にあって農業生産も兼ねる兵士を指揮し義倉を作らせた、そうあって農業生産も兼ねる兵士を指揮し義倉を作らせた、そうなって農業生産も兼ねる兵士を指揮し義倉を作らせた、そうない。
- 七六)、二三三頁。 七六)、二三三頁。 「こがて史論考」中(一九
- 年)、一三七~八頁。 東。日野開三郎『唐代租調庸の研究=課輸篇上』(一九七五 の一九七〇年)、五八七~八
- (8) 検討は必要と思うが、この「資」は、官職の地位・資格に(8) 検討は必要と思うが、この「資」は、官職の地位・資格に(8) 検討は必要と思うが、この「資」は、官職の地位・資格に

丁という差料を當てられた衞士を想定することになるからで

- (12行)、「十三」(13行)のように推測されるのは、算定(12行)、「十三」(13行)のように推測されるのは、算定の基準に係わるだけに避けるべきであろう。なお、「十三」の基準に係わるだけに避けるべきであろう。なお、「十三」の基準に係わるだけに避けるべきであろう。なお、「十三」の基準に係わるだけに避けるべきであろう。なお、「十三」の基準に振わるだけに避けるべきであろう。なお、「十三」の基準に振力を表しています。
- 會』一九六七年、一六四頁。 池田溫「中國律令と官人機構」『前 近代 アジア の法と社

10

- 年、三頁。 覺え書き」②『吐魯番出土文物研究會會報』六八、一九九一 覺え書き」②『吐魯番出土文物研究會會報』六八、一九九一
- (12) 池田前揭書、一〇二頁。
- 『西北史地』(蘭州大學)一九八九年三期。(13) 拙稿「唐代の西州の武城城の前城主 と沙州 の 壽昌城主」
- (4) 日本史にあっても「兵農分離」よりも、「兵民分離」がよ
- 帝國形成史論』(一九九八年)、四五六頁。軍と比較されたのは、示唆に富む見解である。同『增補隋唐(5) たとえば谷川道雄氏が、「府兵制國家論」において宋の禁

四四五+一〇+九+九+二一頁 一五六〇〇词 一九九九年二月 東京 同朋舍

A 5 判